

景観計画区域の区分の確認方法（神戸市情報マップでの検索方法）

① マップを開く

- 「神戸市情報マップ」にアクセスし、
「都市計画・まちづくり」
→「景観計画区域など」を選択

- マップ選択後、利用許諾画面が出てくる場合は、
「同意」をクリックしてください。



「用途地域」も「神戸市情報マップ」から調べることができます。

（「都市計画・まちづくり」→「用途地域」を選択）

操作方法は②以降を参考にしてください。

（画像はPCでの表示画面です。）



「神戸市情報マップ」は、神戸市のHPから、



もしくは、下記QRコードからアクセスください。



「都市計画・まちづくり」の中に
「景観計画区域など」のマップがあります。

② 地図の表示

- 調べたい場所の住所を入力、または住所一覧や地番一覧から調べたい場所の住所や地番を選択すると、地図が表示されます。

（調べたい場所の住所・地番が検索できないとき）

- 地図を動かしながら検索することもできるので、
「丁目」まで入力・選択し、地図を表示させた後、
地図を動かして調べたい場所を表示させてください。



「住所一覧」「地番一覧」を選択と、
「区名」
→「大字・町名」
→「字・丁目」
→「番地（街区）」
の順に一覧表から選択することもできます。
(選択途中で地図を表示させることも可。)

③ 詳細情報の表示

- 調べたい場所が表示されたら、調べたい場所をクリックしてください。



必ず調べている場所をクリックして、
詳細情報を表示させてください。
詳細情報を表示させないと、
地域・地区名はわかりません。



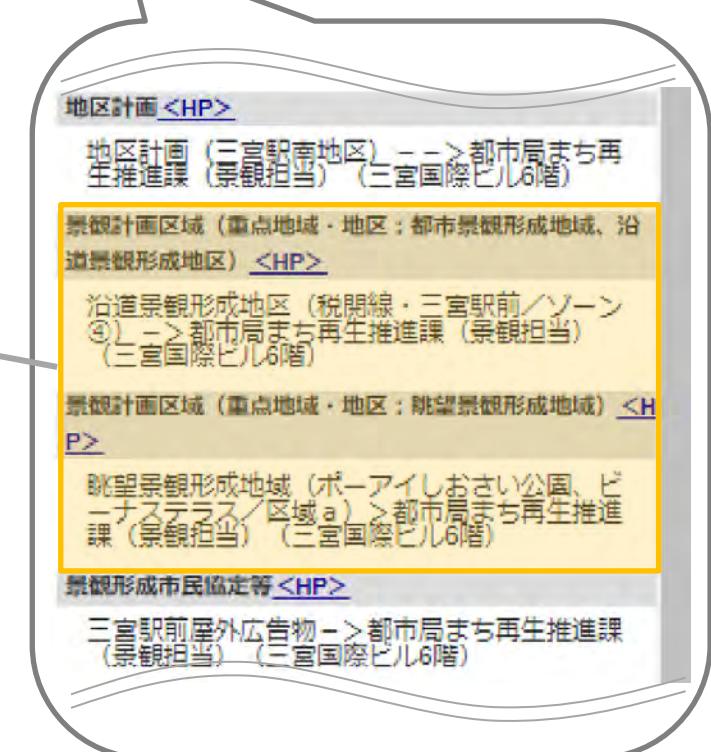
④ 詳細情報（ポップアップ画面）を確認 → 地域・地区の区分を確認

- 詳細情報が画面左側に出るポップアップ画面に表示されるので、確認ください。
- 景観関連以外の情報も出てくるようになっており、景観関連情報は「詳細情報」の下の方に記載されています。



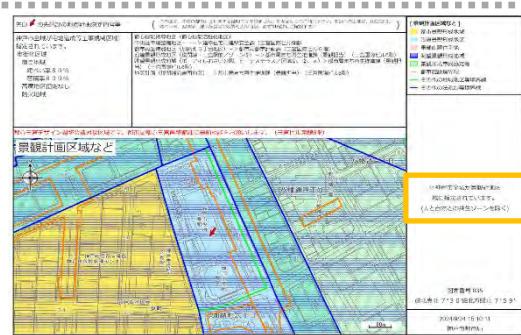
ここに記載されている区域が、
「景観計画区域の区分」です。

- 屋外広告物許可申請が必要な場合、
下記2点をお願いします。
 - 許可申請提出前にまち再生推進課へ
意匠の事前相談
 - 許可申請にチェックリストの添付
- 眺望景観形成地域のうち、下記の地区に
屋外広告物の制限が定められています。
 - 須磨海浜公園眺望景観形成地域
(区域①-b) および (区域②)
 - ビーナステラス眺望景観形成地域
(区域b)

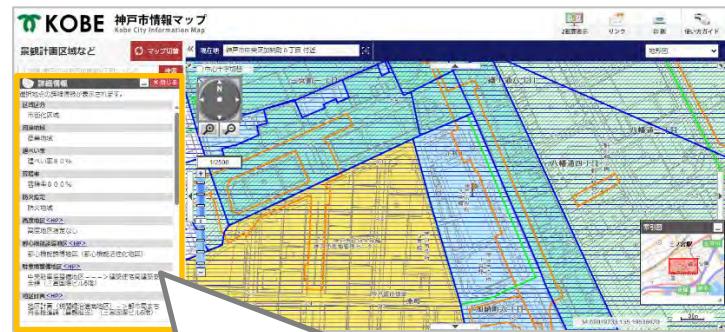


神戸市全域は景観計画区域に指定されています
(人と自然との共生ゾーンを除く) が、
詳細画面（ポップアップ画面）には表示されませんのでご注意ください。

(画面右上にある印刷ボタンをクリックし、
印刷画面に移ると、地図の枠外に記載され
ます。)



- ④' 詳細情報（ポップアップ画面）を確認
→ 市民団体等との協議が必要な場所か
を確認する。



(この欄に下記地区の記載がある場合)

地区内で広告物を掲出する場合、
市民団体等との協議が必要です。
まち再生推進課に確認ください。

- ・都市景観形成地域（旧居留地）
- ・都市景観形成地域（岡本駅南）
- ・沿道景観形成地区（南京町）

(この欄の記載がある場合)

地区内で広告物を掲出する場合、
市民団体等との協議が必要です。
まち再生推進課に確認ください。

